

令和6年9月10日招集

市 議 会 9 月 定 例 会 議 案

(一 般 議 案)

新 発 田 市

議案番号	件名
議 第 22 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
議 第 23 号	新発田市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について
議 第 24 号	新発田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 25 号	新発田市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
議 第 26 号	新発田市老人医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
議 第 27 号	新発田市地域ふれあいルーム事業条例の一部を改正する条例制定について
議 第 28 号	新発田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例及び新発田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
議 第 29 号	新発田市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
議 第 30 号	新発田市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 31 号	新発田市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 32 号	新発田市上水道条例の一部を改正する条例制定について

議第 2 2 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を新発田市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 1 0 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

住 所 新発田市大栄町
氏 名 小野寺 眞夫

住 所 新発田市中央町
氏 名 菊地 啓一

住 所 新発田市島潟
氏 名 岩橋 明

議第 2 3 号

新発田市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について

新発田市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 1 0 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

新発田市職員退職手当支給条例（昭和31年新発田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改める。

附則第6項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した新発田市職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議第 2 4 号

新発田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

新発田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 1 0 日 提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新発田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年新発田市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1中13の項を15の項とし、12の項を14の項とし、11の項の次に次の2項を加える。

12 市長	新発田市妊産婦医療費助成に関する条例（平成17年新発田市条例第33号）による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
13 市長	新発田市老人医療費助成条例（昭和57年新発田市条例第24号）による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の17の項第1号中「情報」の次に「（以下「医療保険給付等関係情報」という。）」を加え、同項第2号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表22の項特定個人情報の欄を次のように改める。

- | |
|-----------------------------|
| (1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| (2) 医療保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |

別表第2の23の項特定個人情報の欄を次のように改める。

- | |
|-----------------------------|
| (1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| (2) 医療保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |

別表第2中24の項を27の項とし、23の項の次に次の3項を加える。

24	市長	新発田市子ども医療費助成に関する条例による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
25	市長	新発田市妊産婦医療費助成に関する条例による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
26	市長	新発田市老人医療費助成条例による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 医療保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、別表第2の17の項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

議第 2 5 号

新発田市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

新発田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 1 0 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新発田市国民健康保険条例（昭和34年新発田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第9条第1項若しくは第9項」を「第9条第1項若しくは第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議第 26 号

新発田市老人医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

新発田市老人医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 10 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市老人医療費助成条例の一部を改正する条例

新発田市老人医療費助成条例（昭和57年新発田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号中「被保険者証若しくは組合員証の記載事項」を「医療保険の記号・番号等」に改める。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

議第 27 号

新発田市地域ふれあいルーム事業条例の一部を改正する条例制定
について

新発田市地域ふれあいルーム事業条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 10 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市地域ふれあいルーム事業条例の一部を改正する条例

新発田市地域ふれあいルーム事業条例（平成13年新発田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条の表に次のように加える。

松岡地域ふれあいルーム	新発田市松岡甲1684番地2
-------------	----------------

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議第 28 号

新発田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例及び新発田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

新発田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例及び新発田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 10 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例及び新発田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(新発田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 新発田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(平成27年新発田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「員数」の次に「(地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。))第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。))が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。))」を加え、同項第3号中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。次項第2号において「省令」という。))」を「省令」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項第2号中「(省令第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次条において同じ。))」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第1項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

第4条第2項の表おおむね1,000人未満の項及びおおむね1,000

人以上2,000人未満の項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同表
おおむね2,000人以上3,000人未満の項中「前項第1号」を「第1
項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加
える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括
支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支
援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険
者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項
各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配
置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同
項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域
包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げ
る者のうちから2人とする。

(新発田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支
援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める
条例の一部改正)

第2条 新発田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予
防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定
める条例（平成27年新発田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66
第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 29 号

新発田市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

新発田市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 10 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

新発田市重度心身障害者医療費助成条例（昭和62年新発田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「医療保険証」を「医療保険の記号・番号等」に改める。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

議第 30 号

新発田市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正
する条例制定について

新発田市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

令和 6 年 9 月 10 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正
する条例

新発田市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年新発田市条例
第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「又は医療保険証、」を「、医療保険の記号・番号等又は」に
改める。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

議第 3 1 号

新発田市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
制定について

新発田市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和 6 年 9 月 1 0 日 提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新発田市公民館設置及び管理に関する条例（昭和54年新発田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表新発田市紫雲寺地区公民館の項を削る。

第8条第1項中「(新発田市紫雲寺地区公民館の分館を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 3 2 号

新発田市上水道条例の一部を改正する条例制定について

新発田市上水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 1 0 日 提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市上水道条例の一部を改正する条例

新発田市上水道条例（平成9年新発田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第43条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「よる専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「水道に」を「水道等に」に改め、「もの」の次に「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第10号とし、同条第7号中「第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「第1号から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「1年以上、第2号の卒業生にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するも

の」を「2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「よる中等学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第43条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第43条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第44条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若し

くは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第44条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限り、）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第44条第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第44条第6号の改正規定の施行の際現にこの条例による改正前の新発田

市上水道条例第44条第6号に規定する登録講習を修了している者については、この条例による改正後の同号に規定する者とみなす。